

## 第3部 第1期江田島市成年後見制度利用促進基本計画

### 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

---

成年後見制度は、認知症状や知的障害等があることにより判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

高齢化の進行等を背景として、今後、成年後見制度の需要が高まることが見込まれています。

国においては、平成28（2016）年5月に施行された「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として、平成29（2017）年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、その後の施策の見直しを踏まえ、令和4（2022）年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、制度の利用促進に関する施策が推進されています。

「成年後見制度利用促進法」の規定においては、市町村に「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定を求めており、さらに「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、市町村に対しては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備を求めています。

本市においても、市民の生活に密接に関わる成年後見制度を積極的に推進するために、本編を「成年後見制度利用促進法」第14条第1項の規定に基づく「江田島市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、関係機関との連携をはじめ、地域福祉計画における権利擁護事業との連携を踏まえ、成年後見制度の利用促進及び権利擁護体制の充実を図ることとします。

### 【2】計画の期間

---

「江田島市成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間は「第4次江田島市地域福祉計画」と一体的に策定することから、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

## 【3】本市における現状と課題

### 1 権利擁護の取組状況

本市の権利擁護の取組として「権利擁護センターえたじま」では、江田島市社会福祉協議会において、判断能力が低下した高齢者や障害のある人の権利と財産を守り、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度に関する相談から申し立て、受任まで一貫した支援を実施し、福祉サービス利用援助事業「かけはし」による、日常的金銭管理の支援、福祉サービスの相談支援を行っています。

### 2 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況をみると、令和4（2022）年では法定後見が37件（後見が25件、保佐が10件、補助が2件）、任意後見が1件となっています。

#### 【成年後見制度の利用状況】

（単位：件）

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
法定後見	34	32	31	37	37
後見 <sup>※1</sup>	25	23	22	25	26
保佐 <sup>※2</sup>	7	7	8	10	10
補助 <sup>※3</sup>	2	2	1	2	1
任意後見 <sup>※4</sup>	0	1	1	1	1
合 計	34	33	32	38	38

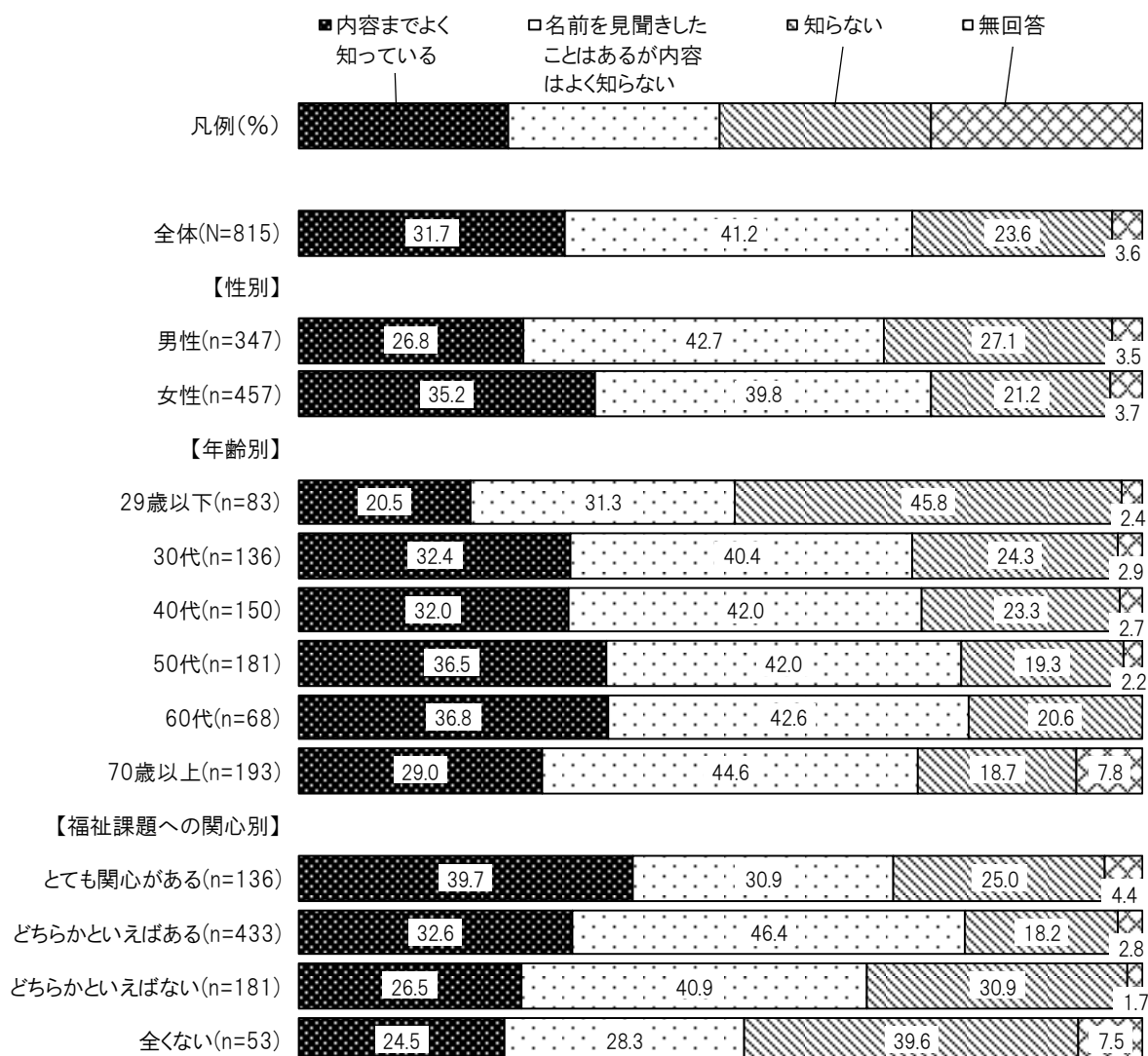
資料：広島家庭裁判所（各年12月末日現在、令和5（2023）年は10月末日現在）

- ※1 成年後見制度の対象者区分（3類型）の中でも、最も重い類型で、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用される。後見の場合、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人」を法的に支援、保護する。
- ※2 3類型の中では中間的な位置付けにあり、日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人ですることに不安があるような人に適用される。
- ※3 3類型の中では最も軽い類型で、判断能力がある程度低下してしまった人に適用される。補助の場合「補助人」が「被補助人」を法的に支援する。
- ※4 将来、判断能力が不十分になったときの後見事務の内容及び任意後見人を、自ら事前の契約によって決めておく制度で、本人が契約の締結等に必要と判断能力を有している間に、公正証書の作成が必要となる。

### 3 市民アンケート調査結果

市民アンケート調査結果では、成年後見制度については、約7割が名称を知っていると回答していますが、内容まで知っている人はおよそ3人に1人の割合となっています。特に親の介護世代にあたると考えられる50～60代で最も多くなっています。また、福祉への関心が高い人ほど認知率も高い傾向にあります。

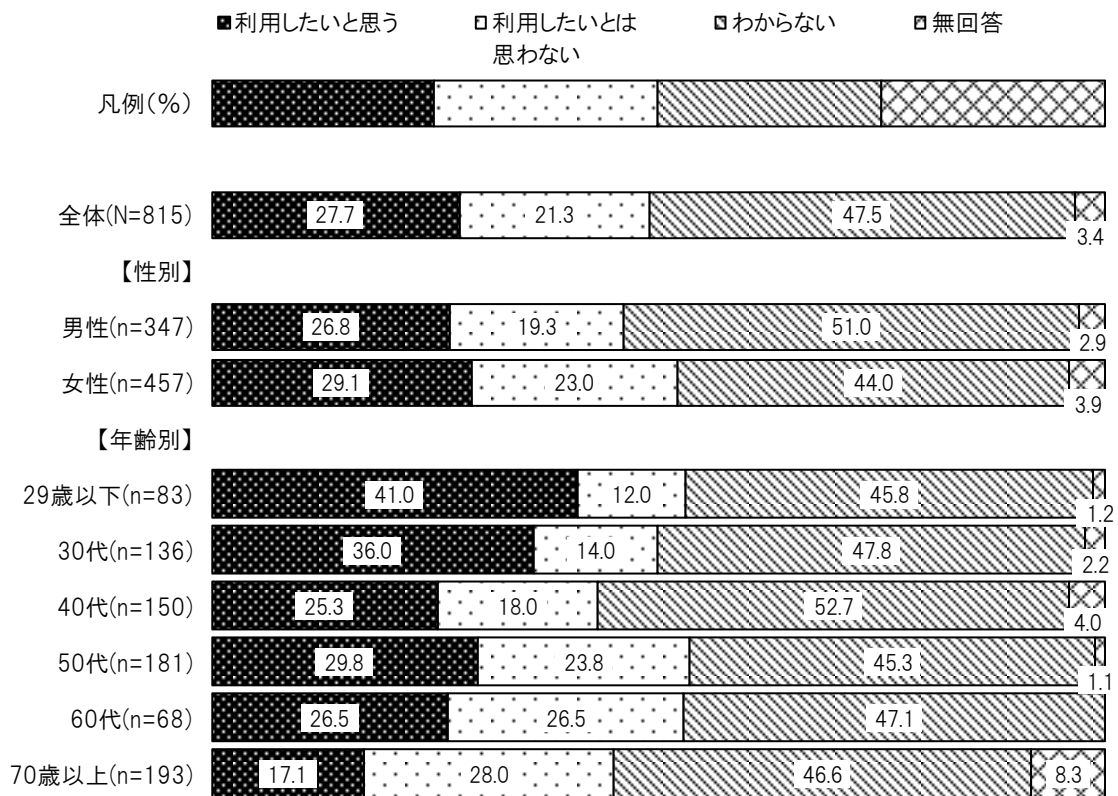
【 成年後見制度の認知状況 】



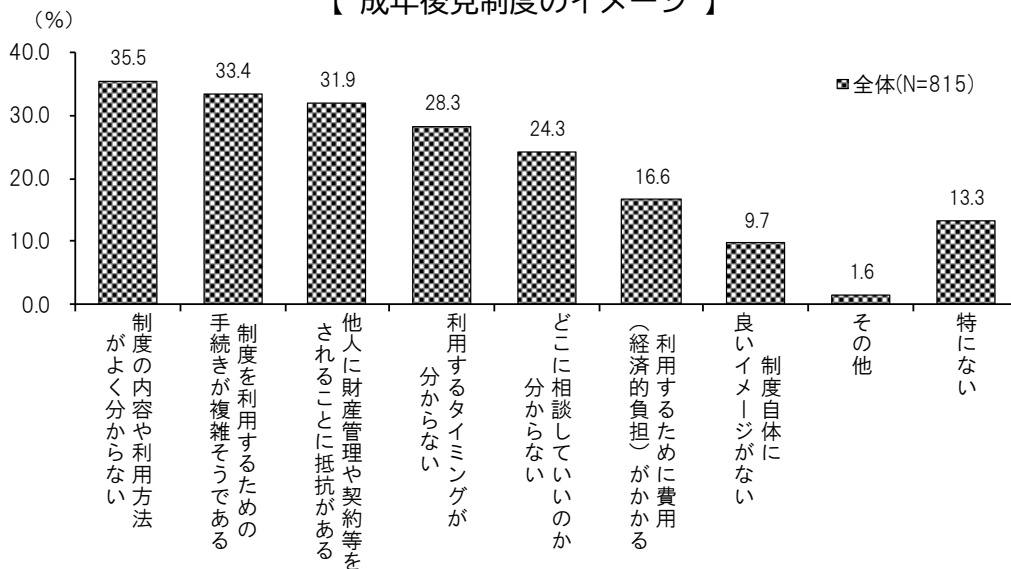
今後の成年後見制度の利用意向については「利用したいと思う」が約3割で「利用したいとは思わない」は約2割、半数近くが「わからない」と回答しています。年齢が上がるほど「利用したいとは思わない」人が増える傾向にあり、逆に、若い年齢層では「利用したいと思う」人が多い傾向にあります。

一方で、成年後見制度のイメージとしては、制度の内容や利用方法がよく分からないことをはじめ、手続きの煩雑さ、他人に財産管理をされることへの抵抗感などが上位に回答されています。

### 【 成年後見制度の利用意向 】



### 【 成年後見制度のイメージ 】



#### 4 制度の利用促進に向けた本市の課題

- 「成年後見制度」について、基本的な制度の内容をはじめ、利用が必要とされる場面や利用の方法について、その周知に向けた「分かりやすい」広報等の充実が必要です。
- 権利擁護の支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- 早期の段階から、法定後見（後見・保佐・補助）や任意後見といった類型の選択を含め、成年後見制度の利用について、地域住民が身近な地域で相談できる体制の整備が必要です。
- 国においては、市町村に「地域連携ネットワーク」の整備を求めています。江田島市社会福祉協議会をはじめ、地域の専門職や関係機関との連携をより一層強化し、成年後見制度の利用の促進とともに、権利擁護に関するネットワークの構築や取組を推進していく必要があります。

#### 【4】施策の体系

施策	施策の方向
施策1 成年後見制度の周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 成年後見制度の広報・啓発活動の推進</li><li>○ 相談窓口の周知</li><li>○ 職員等を対象とした研修等による制度の理解促進</li></ul>
施策2 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 支援が必要な人の発見体制づくり</li><li>○ 相談支援体制の整備</li><li>○ ニーズに応じた支援体制の整備</li><li>○ 市長申し立ての実施</li></ul>
施策3 関係機関との連携によるネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ チームによる支援体制の整備</li><li>○ 中核機関・地域連携ネットワークの整備</li></ul>

## 【5】施策の展開

### ○ 施策1 成年後見制度の周知と理解の促進

取組名	取組内容
成年後見制度の広報・啓発活動の推進	○ 市民の成年後見制度への関心を高め、理解の促進につながるよう、江田島市社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、市の広報紙やホームページ、SNSなど、多様な媒体や機会を活用して周知を図るとともに、制度の適切な利用に関する啓発活動を推進します。
相談窓口の周知	○ 市の広報紙やホームページ、SNSなど、多様な媒体や機会を活用して、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に努めます。
職員等を対象とした研修等による制度の理解促進	○ 江田島市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、本市の職員をはじめ、ケアマネジャーや障害者相談支援事業所等を対象とした研修会や講演会の開催に努め、成年後見制度の理解を深めるとともに、個別のニーズを把握し、制度の利用につなぐことができる人材の育成に努めます。

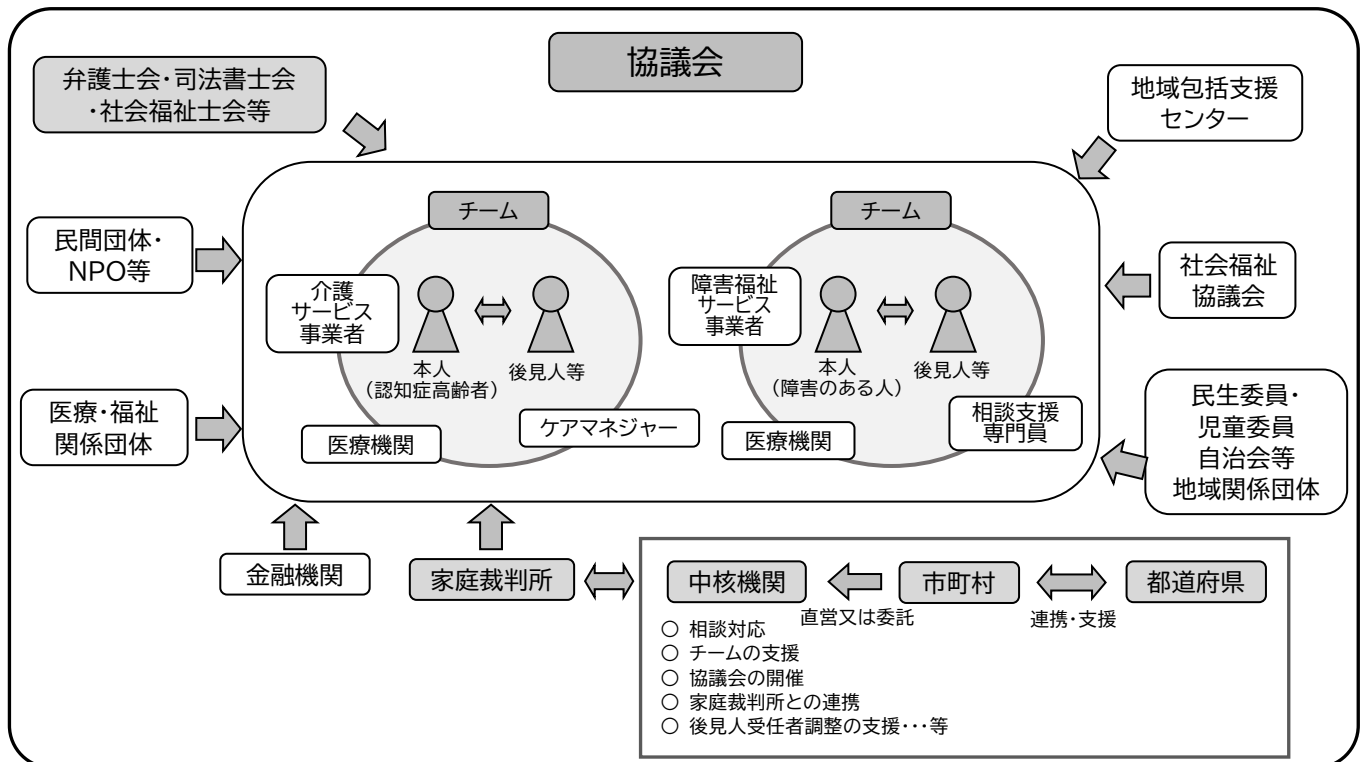
### ○ 施策2 相談支援体制の整備

取組名	取組内容
支援が必要な人の発見体制づくり	○ 財産管理や必要な福祉サービスの利用手続きなど、権利擁護への支援が必要な人の早期の発見に努めるとともに、速やかに必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。 ○ 地域住民や家族からの相談、江田島市社会福祉協議会やケアマネジャー、民生委員・児童委員からの相談など、体制の整備にあたっては、関係機関と連携した早期発見の仕組みづくりに努めます。
相談支援体制の整備	○ 支援が必要な人やその家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、関係機関と連携し「権利擁護センターえたじま」の周知及び相談窓口の充実を図ります。
ニーズに応じた支援体制の整備	○ 本人の状況確認と個別のニーズを把握しながら、丁寧な制度の説明とともに、きめ細かな支援に努め、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえた制度の運用を図ります。
市長申し立ての実施	○ 成年後見制度の利用が必要な状況であり、身近に申し立てる親族がない場合に、成年後見市長申し立てを実施します。

○ 施策3 関係機関との連携によるネットワークの整備

取組名	取組内容
チームによる支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後見等を開始する前の段階においては、本人の親族や福祉、保健、医療等の関係者が関わり、後見等が開始された後は、更に後見人が加わり「チーム」として支援する体制づくりを推進します。</li> <li>○ 法的な権限を持つ後見人と、地域の関係者が連携して本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握できる体制づくりを推進します。</li> </ul>
中核機関・地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域連携ネットワークの構築を図り、権利擁護の支援が必要な人に対し、早期に必要な支援につなぐとともに、専門職、関係機関が連携して、個々のニーズに応じた支援の在り方を協議することができる仕組みをつくります。</li> <li>○ 地域の福祉や法律の専門職等と連携し、地域における制度の推進役として地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を設置し、権利擁護の取組を推進します。</li> </ul>

【 地域連携ネットワークのイメージ図 】



【 地域連携ネットワークの役割 】

資料：厚生労働省資料より作成

- 権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- 早期の段階からの相談、対応体制の整備
- 意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

【 地域連携ネットワークの機能 】

- 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果